

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 契約時点等における説明 <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>ア 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき（デリバティブ取引のみを行う場合を含む。）には、農協法第11条の4及び農中法第59条の2並びに金融商品取引法第38条各号及び第40条各号の規定に抵触することのないよう、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそ</p> 	<p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 契約時点等における説明 <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>ア 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき（デリバティブ取引のみを行う場合を含む。）には、農協法第11条の4及び農中法第59条の2並びに金融商品取引法第38条各号及び第40条各号の規定に抵触することのないよう、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>のリスクに応じて以下の事項に留意しているか。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上記aから<u>c</u>までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を利用者から確認し、その記録を書面（確認書等）として残すこととしているか。</p> <p>e～h (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 経営者等との間で保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約（注）がある場合</u>には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか（II-10-2参照）。</p> <p><u>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になるとを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</u></p> <p>a どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容（注）</p> <p>b どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容（注）</p>	<p>のリスクに応じて以下の事項に留意しているか。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上記aから<u>c</u>に掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を利用者から確認し、その記録を書面（確認書等）として残すこととしているか。</p> <p>e～h (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか（II-10-2参照）。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>a どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容（注）</p> <p>b どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容（注）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>c 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること (注) <u>経営者保証ガイドライン</u>第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。 その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 経営者以外の第三者との間で個人連帶保証契約を締結する場合（II-11 参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。 (注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帶保証契約の申し出を行った場合には、系統金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨を証した書面の提出を受けるなどにより、当該契約について系統金融機関から要求されたものではないこ</p>	<p>c 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること (注) <u>「経営者保証に関するガイドライン」</u>第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。 その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 経営者以外の第三者との間で個人連帶保証契約を締結する場合（II-11 参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。 (注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帶保証契約の申し出を行った場合には、系統金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について系統金融機関から要求さ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>とを確認しているかに留意する。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあっては、保証契約を締結する場合<u>や一部の既存の保証契約（注）がある場合</u>において、上記エ a から<u>c</u>までを説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき（II-10-2参照）、当該経営者等と保証</p>	<p>れたものではないことを確認しているかに留意する。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあっては、保証契約を締結する場合において、上記エ a から<u>c</u>を説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき（II-10-2参照）、当該経営者等と保証</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>契約を締結する客観的合理的理由（注）</p> <p>(注) 客観的合理的理由の説明に当たっては、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、について、債務者の状況に応じて、個別具体的に説明を行う。</p> <p>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>ア 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、職員の面前で、契約者本人（注）から<u>契約内容への同意の記録を求める</u>ことを原則としているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行</p>	<p>契約を締結する客観的合理的理由（注）</p> <p>(注) 客観的合理的理由の説明に当たっては、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、について、債務者の状況に応じて、個別具体的に説明を行う。</p> <p>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>ア 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、職員の面前で、契約者本人（注）から<u>契約書に自署・押印を受ける</u>ことを原則としているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、監督指針Ⅱ－3－2－1－2（2）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>特に、借り手農業者等の<u>M&A・事業承継時</u>においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等</p>	<p>政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、監督指針Ⅱ－3－2－1－2（2）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>特に、借り手農業者等の<u>事業承継時</u>においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（II-10-2 参照）。</p> <p>②・③（略） (7)・(8)（略）</p>	<p>を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（II-10-2 参照）。</p> <p>②・③（略） (7)・(8)（略）</p>
<p>II-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>II-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各系統金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各系統金融機関の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、II-5-3 を参照）</p> <p>(1)～(4)（略） (5) 保証契約を締結する場合や一部の既存の保証契約（注）がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。</p> <p><u>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</u></p>	<p>II-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>II-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各系統金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各系統金融機関の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、II-5-3 を参照）</p> <p>(1)～(4)（略） (5) 保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>II－5 地域密着型金融の推進</p> <p>II－5－2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) また、系統金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による支所・支店（事務所）支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の<u>育成・確保</u>やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注）を図っていくことが重要である。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>II－5－2－1 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最適な解決方策の提案 (中略) (注) 農業者等のライフステージ等に応じた解決方策を提案するに際しては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』 II－5－2－1 の図表「顧客企業のライフステージ等</p>	<p>II－5 地域密着型金融の推進</p> <p>II－5－2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) また、系統金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による支所・支店（事務所）支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の<u>育成</u>やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注）を図っていくことが重要である。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>II－5－2－1 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最適な解決方策の提案 (中略) (注) 農業者等のライフステージ等に応じた解決方策を提案するに際しては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』 II－5－2－1 の図表「顧客企業のライフステージ等</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>に応じて提案するソリューション（例）」を参考にしつつ、農業者等向けに即した解決方策を提案することが有効である（II－5－2－4－1～4を参照）。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>II－5－3 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ<u>人材の育成・確保</u>や活用に努めているか。また、こうしたノウハウや各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店（事務所）と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6)～(10)（略）</p>	<p>に応じて提案するソリューション（例）」を参考にしつつ、農業者等向けに即した解決方策を提案することが有効である（II－5－2－4－1～4を参照）。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>II－5－3 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ<u>専門的な人材の育成</u>や活用に努めているか。また、こうしたノウハウや各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店（事務所）と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6)～(10)（略）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>II-10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>II-10-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に發揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営者保証の契約時や一部の既存の保証契約（注）がある場合の対応（適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合や一部の既存の保証契約がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。）</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（M&A・事業承継時の対応・経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し）</p>	<p>II-10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>II-10-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に發揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応・経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し（II</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>直し (II-11-2(2)参照) を含む。)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規程やマニュアル (<u>経営者保証ガイドライン</u>第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことを含む。)、契約書の整備、本部による<u>支所・支店（事務所）支援態勢の整備等</u>、必要な態勢の整備に努めているか。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 保証契約を締結する場合や一部の既存の保証契約（注）がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等について、書面又は電子的方法として記録する態勢が整備されているか。</p> <p><u>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>-11-2(2)参照) を含む。)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規程やマニュアル（「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことを含む。)、契約書の整備、本部による<u>営業店支援態勢の整備等</u>、必要な態勢の整備に努めているか。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等について、書面又は電子的方法として記録する態勢が整備されているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年10月1日から適用する。